

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
2. 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
3. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
4. 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）
28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融商品取引業者等が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
5. カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29年3月31日）
国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
6. 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

7. 適格機関投資家等特例業務届出者に係る改正（29年6月16日）

28年3月1日施行の改正金融商品取引法により、新たに適格機関投資家特例業務届出者による事業報告書の提出や適格機関投資家等特例業務届出者に係る届出事項の内閣総理大臣による公衆縦覧が開始された。

これにより、ファンドモニタリング調査が廃止となり、金融庁ウェブサイトにおける公衆縦覧が開始されたため、所要の改正を行った（29年6月16日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

例えば、平成27事務年度において、複数の証券会社が、私募債（レセプト債等を裏づけとするもの）の取扱いにあたり、その発行体の財務状況等について実態と異なる説明を行っていた事例が発覚したが、平成28事務年度に、上記モニタリングの一環として改善状況のフォローを進めた結果、投資者保護のための態勢整備は進展しつつある。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に係る制度の見直しに基づき、同届出者に対し追加届出書の提出義務が課せられたところ、連絡の取れない者を含め追加届出書を提出しない者が多数判明したことから、所要の行政対応を進めてきた。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料 12-3-1 参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 28 年 7 月以降、13 社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者 1 社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者 4 社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、29 年 6 月末現在における第一種金融商品取引業者数は 289 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、260 社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
ヴァンテージ・キャピタル・マーケット・ジャパン株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 7 日
ぐんぎん証券株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 15 日
DBS 証券株式会社	○	新規登録	28 年 7 月 21 日
オービス・インベストメンツ株式会社	○	新規登録	28 年 8 月 9 日
Binary 株式会社	—	新規登録	28 年 9 月 1 日
FPL 証券株式会社	○	新規登録	28 年 10 月 3 日
株式会社日本クラウドキャピタル ^(※)	○	新規登録	28 年 10 月 13 日
ほくほく TT 証券株式会社	○	新規登録	28 年 10 月 18 日
七十七証券株式会社	○	新規登録	29 年 1 月 11 日
ドイチエ・アセット・マネジメント 株式会社	○	変更登録	29 年 1 月 19 日
京銀証券株式会社	○	新規登録	29 年 3 月 9 日

株式会社 FOLIO	○	新規登録	29年4月4日
株式会社アルフィックス	—	新規登録	29年5月9日
トロント・ドミニオン日本証券株式会社	○	新規登録	29年6月1日

※第一種少額電子募集取扱業者。

- ② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
中泉証券株式会社	○	合併消滅	28年12月26日
六和証券株式会社	○	廃止	29年1月1日
ストラテジック証券株式会社	○	解散	29年2月28日
オリックス・ホールセール証券株式会社	○	廃止	29年3月10日

（2）特別金融商品取引業者

29年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクト・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

（3）指定親会社

29年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法

第 57 条の 12 第 1 項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス株及び(株)大和証券グループ本社の 2 社となっている。

2. 国内証券会社の 28 年度決算概要（資料 12-3-2～3 参照）

国内証券会社 242 社の 28 年度決算（単体）は、市場環境が不安定となることが多い中、株式売買委託手数料収入や投信関連手数料収入が減少したことなどから、前年同期比で、多くの会社が減収・減益となった。

営業収益は、前年同期比 469 億円減の 3 兆 9,182 億円（同 1% 減）、販売費・一般管理費は、同 402 億円増の 2 兆 8,035 億円（同 2% 増）、経常損益は、同 1,425 億円減の 7,347 億円（同 16% 減）、当期損益は、一部の社におけるグループ内再編に伴う特別利益の計上等により、同 590 億円増の 6,626 億円（同 10% 増）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社は増加しているものの、市場環境の影響等により、投資信託代行手数料（信託報酬）は、前年同期比 159 億円減の 2,309 億円（同 7% 減）、投資信託販売手数料は、同 567 億円減の 2,735 億円（同 17% 減）となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

28 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1 社（1 件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 0 件
- ③ 業務改善命令 1 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0 件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為」となっている。

III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとし

て、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（29 年 6 月末時点 258 社、同年 3 月末時点基金規模約 574 億円）。

（資料 12－3－4 参照）

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12－4－1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成29年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,165社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、7社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが4件（うち3件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「出資金の流用を知りながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況」、「金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12－5－1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成29年6月末時点では、投資助言・代理業者数は985社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等となっている。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成29年6月末現在の投資運用業者数は355社（投資信託委託業者100社、投資法人資産運用業者84社、投資一任業者273社、自己運用業者30社）となっている。（資料12-6-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

29年6月末現在の登録投資法人は89社（不動産系83社、インフラ系4社、証券系2社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）58社の運用資産残高の合計は、29年5月末で116兆8,104億円（前年比10.7%増）となっている。

28年7月以降、18件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-6-2参照）

III 運用資産の推移

28年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は29年6月末で公募投信101兆4,152億円（前年比17.8%増）（株式投信88兆0,474億円（同18.8%増）、公社債投信13兆3,679億円（同12.1%増））、私募投信76兆8,726億円（同16.2%増）（株式投信72兆6,633億円（同15.9%増）、公社債投信4兆2,093億円（同21.5%増））となっている。（資料12-6-3参照）

投資一任契約資産残高については、29年3月末で222兆774億円（同11.4%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、3,402億円となっている（28事業年度に提出された事業報告書を基に集計）。

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成29年6月末現在における登録金融機関数は、1055社となっている。(資料12-7-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、28年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

29年6月末現在における取引所取引許可業者は1社となっている。(資料12-7-2参照)

III 金融商品仲介業者の概況

平成29年6月末現在における金融商品仲介業者数は、862業者となっている。(資料12-7-1参照)

なお、28年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-8-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成29年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

29年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、44法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（29年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	14 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	13 法人

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成29年3月末現在、これらの届出業者は2,264者（業務廃止命令発出先500者を除く）である。

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）による届出事項の拡充に伴い、同法施行前に当局に届出を行い、引き続き特例業務を行う業者について、施行日（平成28年3月1日）から起算して6か月以内に、金商法第63条第2項各号に掲げる事項等を記載した書面等（以下「追加届出書」という。）の提出義務が課せられた。

しかしながら、法定提出期限経過後において、連絡が取れない業者や追加届出書を提出しなかった業者が565者認められたことから、それらの業者に対して行政処分（業務廃止命令及び業務改善命令）を実施した。

なお、追加届出書を法定提出期限経過後に提出した業者12者に対しても、行政処分（業務改善命令）を実施した。

上記のほか、28年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、14者に対して行政処分を行っており、その内訳は業務廃止命令が9件（全て業務改善命令を含む。）、業務改善命令が5件となっている。

行政処分に至った違法行為等の内容は、「無登録で投資運用業を行っている状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

また、28年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、適格機関投資家等特例業務届出者1者（無登録金融商品取引業及び虚偽の告知等を行った者）に対して警告を行っている。

第10節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成29年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(29年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第11節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成28事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、861件となっており、その年齢別内訳は60代以上が半数以上（約60%）を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談割合が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録FX業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近は集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（26事務年度654件→27事務年度514件→28事務年度362件）。一方、FX取引に関する相談件数が多く認められており（28事務年度878件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上の公表、警察当局との連携
(注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。
- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化